

修士論文「報道規制と許容～中国中央政府の事例を通じて」要旨

国際協力学専攻

学籍番号 47 - 66876

氏名 姚嵐

指導教員 柳田辰雄 教授

修了年月 2008年3月

【キーワード：インターネット、権力、言論の自由、新聞、政府と民衆、孫志剛事件、中央と地方、中国、報道規制、メディア】

研究背景

1978年から施行され始めた改革開放政策は、中国全体に大きな変化をもたらした。それまで極めて閉鎖的だった報道でも、それまで考えられなかった変化が見られるようになった。2003年、南部の広東省では、メディアが中央政府に働きかけ、法律まで変えさせた「孫志剛事件」¹が起き、メディアと世論が政府と対抗できるほどの力をみせかけたと評価されている。しかし一方で、政府による報道規制が依然として厳しいケースもたくさんある。例えば近年、土地の強制収容や地方幹部による多額な費用の徴収で生活難に陥った農民による暴動が続発しているが、中国国内の新聞ではほとんどこれについての報道が見られないのである。政府の報道への許容と規制のボー

ダーラインはどこにあるのか、またなぜ許容と規制を使い分けるのかということは、最初の興味所在であった。

研究目的

中国中央指導部（党中央委員会と中央政府の上層部との総称）がなぜ、それまで規制対象であった政府に対するネガティブな記事と政策に関する議論や提言を許容するようになったのか、ということ进行を考察することである。

研究方法

まず現代中国の中央 - 地方、党 - 政府の関係性を説明した上で、中央政府のメディア政策の変遷及び新聞業界の発展史を振り返ることになる。それに基づいて、政府の批判暴露記事の多さで有名な広東省の市民報『南方都市报』について事例研究を行う。具体的には、11月5日から18日までの二週間分の記事を集め、政府との関連性や政府への態度などのいくつかの基準に従い分類し、政府にネガティブな記事と政策に関する議論や提言の共通点や特徴を見つけ出す。このような事例研究に基づいて、中央指導部がそれまで規制していた報道を許容するようになった理由を分析してみる。さらに統制や自由の度合の変化によって、中央指導部が入手する利益や民衆の

¹ 2003年3月17日夜、広州市の会社員孫志剛氏（28歳）が身分証明書を持していなかったために、広州市内の路上で警察によって連行され、収容所で暴行を受け、72時間後死亡した。4月25日、広州市の「南方都市报」はこの事件をスクープし、一時世論が騒然とした。事件をきっかけに、ホームレスや本籍地から離れた出稼ぎの人たちの人権、収容・本籍地の送還に関する法律、収容所の管理体制に関する議論が白熱し、厳しい批判が各紙で噴出した。全国マスコミが注目する中、孫志剛氏の殺害に関わる被告らの裁判が6月に行われた。被告12人のうち死刑が1人、死刑猶予が1人、無期懲役が1人、他の9人の刑期は合わせておよそ100年間となった。さらに、広州市政府の職員23名が免職、過失記録などの処分を受け、広州市公安局、民政局、衛生局と遺族が国家賠償案に合意した。また、中国政府は6月18日、「収容遣送弁法」を廃止した。

反応を分類し、中央指導部は政権の安定という利益の最大化を図るために、報道を制限つきで許容するのである」という仮説を検証する。

結論

改革開放期に入って以来、中央 - 地方政府の関係が大きく転換してきた。それまでは中央による一元的な指導体制であったが、経済の自由化を推進するために、80年代以降中央指導部は地方分権化を推進し、地方の経済決定権が著しく増大した。それによって企業家と役人の間に癒着構造が生じるようになった。それに対して、共産党内部の監察機能が十分果たせていないため、不利益を蒙る民衆の不満が増加し、メディアによる批判暴露を要求するようになった。

その一方で地方への権力集中のため、中央の統制能力が低下してしまい、中央の政策方針が実行段階で骨抜きにされてしまうケースが多々あった。自分の統治基盤が弱まっていく不安と、民衆が不満の出口を見つけれないままで、矛先を中央に向けて、政権の安定を脅かしかねないという不安から、中央政府はメディアによる政府へのネガティブな記事と政策提言を許容しながらも、関わる政府のレベルを地方政府に限定する、という措置を取ったのである。これによって、民衆の不満のガス抜きができ、また地方への監察を強化することにより、行政効率が向上し、中央政府の統治能力が強化されるという効果が期待されていたのではないかと考えられる。

ただし、民衆の不満の矛先が直接に中央に向ける場合は、その不満がメディアを通じてさらに広い範囲へ拡大し、政権の正当性を脅かしかねないと中央指導部が判断する際、厳しい報道規制を行うという限界がある。また

地方政府による報道への管理やジャーナリズム自身の未熟さは、こうした機能の発揮を阻む要因であるだろう。

中央指導部のこうした報道への態度の変化の背後には、中央・地方・民衆の三者の力関係の変化があると思われる。中央政府は民衆に対して、単なる統制の対象として見なすことから、意見に耳を傾け、さらに彼らの力を借りる姿勢に転換するようになってきた。しかし中央指導部のこの対応は、完全に民衆の利益のためでもなければ、中央と民衆が連合関係を作り、力を増大させた地方政府に対抗するという単純な関係構図を意味するのではないだろう。むしろ、地方政府への統制に関しては、両者は共通のインセンティブや利益が一致するため、民衆のニーズに応えたほうは大義名分が立ち、民衆に支持されやすいからではないかと思われる。昔の完全なる統制といい、現在の制限付きの許容といい、中央指導部の根本的な目的は政権の安定化の維持である。メディアは役割が大きく転換してきたが、あくまでもその目的を実現させるための道具にすぎないのではないかと考えられる。

三者のせめぎ合いの中で、これからもメディアの役割が変わり続け、報道自由のさらなる拡大や民衆の発言権の拡大も、政権の正当性に脅威を成さないことを前提にして、ある程度実現できるかもしれないが、今の政権が存続する限り、中央指導部は簡単にメディアへのコントロールに手を緩めないだろうと予想される。